

グリーン調達基準書

2024年4月

古河電池株式会社

目 次

1. はじめに
2. 目的
3. 適用範囲
4. 定義
5. お取引先様にご協力頂きたい事項
6. グリーン調達調査票の提出
7. 情報及び記録の保管

別表・別紙関係

- 別表－1：環境負荷物質(含有禁止物質) (2024. 4. 11)
 - 別表－1－1：オゾン層破壊物質詳細リスト (2024. 4. 11)
 - 別表－1－2：特定アミン詳細リスト (2024. 4. 11)
 - 別表－1－3：多環芳香族炭化水素詳細リスト (2024. 4. 11)
- 別表－2：環境負荷物質(含有全廃物質) (2024. 4. 11)
- 別表－3：含有管理物質A表 (2024. 4. 11)
- 別表－4：含有管理物質B表 (2024. 4. 11)
- 別表－5：古河電池株式会社グリーン調達基準書 適合宣言書の記入についての注意事項
- 別表－6：グリーン調達環境負荷物質使用報告書記入例
- 別紙－1：古河電池株式会社グリーン調達基準書 適合宣言書
- 別紙－2：グリーン調達環境負荷物質使用報告書

1. はじめに

近年、グローバルな環境規制の強化、深刻化する地球環境問題をはじめ、社会的要求がますます多様化し、企業に求められる社会的責任の範囲も広がって参りました。

古河電池（株）は古河電工グループ環境方針及び古河電池（株）環境方針に基づき、環境保全活動、並びにグリーン調達を推進展開しております。古河電工グループは、グリーン調達が環境保全活動の重要課題であり、それが企業の社会的責任の一つであると認識し、環境保全活動に積極的なお取引先様から、環境に配慮した製品を優先的、且つ継続的に調達していきます。なお、2015年の国連統合目標SDGs（アジェンダ2030）が採択され、古河電工グループにおいても事業活動や製品サービスで課題解決が求められています。化学物質リスクを最小にすること、及び欧州の化学物質規制の世界各地への広がりや規制強化に対応するために、取引先の皆様と共同して推進していきたいと、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

※古河電池（株）環境方針は以下 URL からご確認いただけます。

[環境方針 | 環境 | サステナビリティ | 古河電池株式会社 \(furukawadenchi.co.jp\)](https://www.furukawadenchi.co.jp/)

古河電池株式会社

資材部長

2. 目的

本基準の目的は、当社のグリーン調達活動を推進する為に、弊社が製造・販売する製品を構成する部品、原材料及び副資材（以下部品、原材料等と呼ぶ）に含有する化学物質について、使用禁止物質（有害物質）を明確にし、お取引先様に周知徹底し、製品全体の法令遵守と環境負荷低減を図ることを目的とする。

3. 適用範囲

この基準において規定されていない物質あるいはその用途であっても、各国または地域の法令により使用が禁止されているものについてはそれらの法令に従う。

なお、弊社の顧客より本調達基準と異なる基準を提示された場合、あるいは個別の購入仕様書や図面で別途要求仕様の規定がある場合には、それらを優先する。

3.1 製品への適用範囲

- ① 弊社で設計・製造し販売する製品。
- ② 弊社が第三者に設計・製造を委託し、弊社の商標を付して販売する製品。（他社の製品を購入し、組み込んだ最終製品及び周辺機器・部品を販売する場合も含む）
- ③ 弊社が第三者から設計・製造の委託を受けた製品。
（当該第三者から指定された部品・原材料等は除く）

3.2 部品・原材料等への適用範囲

前項「**3.1 製品への適用範囲**」に該当する製品に使用する部品・原材料等を対象とする。対象部品・原材料等は以下のとおり。

- ① 半製品（機能ユニット、モジュール、基板 Assy などの組み立て部品等）
- ② 部品（電気部品、機構部品、半導体デバイス、プリント基板、記録メディア、包装材料、梱包材料、電池の周辺機器・部品等）
- ③ ねじ類
- ④ 製品に使用される副資材（粘着テープ、はんだ材料、接着剤等）
- ⑤ 取扱説明書

4. 定義

この基準では、以下のように定義する。

4.1 グリーン調達関連基準及び関連資料

弊社が発行するグリーン調達活動に関連する基準を意味する。

- ① グリーン調達基準（本書）
- ② 環境影響リスト（別表－1～4）
- ③ chemSHERPA: JAMP が運営する製品含有化学物質情報伝達スキーム

4.2 環境負荷物質管理

4.2.1 含有禁止物質

別表－1 に含有禁止物質として挙げた環境負荷物質であり、弊社製品への生産工程及び製品、製品に使用する部品・原材料等において使用を禁止する物質。

4.2.2 含有全廃物質

別表－2 に含有全廃物質として挙げた環境負荷物質であり、弊社製品に使用する部品・原材料等において使用を禁止する物質。

4.2.3 含有管理物質

別表－3、4 に含有管理物質として挙げた環境負荷物質。

4.3 含有

物質が意図的であるか否かを問わず、製品を構成する部品・デバイスまたは、それらに使用される原材料に、添加、充填、混入または付着することをいう。加工プロセスにおいて意図せずに製品に混入または付着する場合も含む。

4.4 不純物

天然原料中に含まれ、工業材料として製造される過程で除去しきれない物質。

なお、主原料と区別するために「不純物」と呼ばれるものを素材の特性を変える目的で使用する場合は、「含有」として扱う。

また、許容量が指定されている場合は、部品・デバイスに当該禁止物質が不純物として混入または付着した場合にも、その含有量は当該許容値を超えてはならない。

5. お取引先様にご協力頂きたい事項

5.1 製品使用環境負荷物質の管理基準

5.1.1 含有禁止物質

弊社が指定した含有禁止物質（別表－１）を含有した製品、部品・原材料等の納入を禁止いたします。

なお、フロン、代替フロン等、別表－１のNo.欄に＊印で指定された物質については、部品自体への含有だけでなく、その製造工程においても使用禁止とします。

5.1.2 含有全廃物質

弊社が指定した含有全廃物質（別表－２）を含有した製品、部品・原材料等の納入を禁止いたします。

5.1.3 含有管理物質

弊社が指定した含有管理物質（別表－３、４）を含有した製品、部品・原材料等については、含有されている場合には弊社に報告するとともに、含有量を把握し、別表－３、４の「管理基準値」又は備考に該当する場合には対象物質の質量、使用用途、含有部位等を報告してください。

5.1.4 工程内での管理

製造工程内で、環境負荷物質含有量の変化する工程がある場合は、QC工程表等でそれを明確にし、対象物の定期的な分析確認を行い、閾値又は管理基準値を超えないように予防管理を行うこと。

5.2 環境への取組みについての要求事項

お取引先様には自主的に環境保全活動を進めて頂いており、ISO14001の認証取得、またはKESステップ2以上の第三者認証の取得をされていることが望ましいのですが、それらに取組むことが難しいお取引先様におかれましては、少なくとも以下5点の取組みがなされていることが望まれます。

- ① 環境保全に対する企業理念・方針を策定する。
- ② 環境保全を推進する組織を設置し、方針や目標達成のためのプランを策定する。
- ③ 環境マネジメントシステムを構築する。
- ④ 従業員に対する教育・啓蒙を行う。
- ⑤ 環境に配慮した製品の購入を推進する。

尚、弊社が指定したお取引様に対しましては、環境監査を実施することがあります。

環境負荷の少ない部品等を調達する活動につきましても、お取引様とのパートナーシップを築きながら、環境負荷情報の共通課題の改善に取り組んで参ります。また、お取引様へ部品・原材料・資材等を供給する納入業者様に対しても、環境負荷物質管理体制を整備するようお取引様より要請をお願い致します。

今後、弊社では、ISO14001 環境マネジメントシステム（又は第三者認証を受けた同等なもの）を認証取得したお取引様から優先的に資材調達を行います。

6. グリーン調達調査票の提出

弊社に納入している原材料・部品の古河電池グリーン調達基準への適合について、弊社指定の調査フォーマット（以下別紙1～2）もしくは chemSHERPA での回答をお願い致します。

① 別紙1：古河電池グリーン調達基準適合宣言書

弊社に納入している部品・原材料等について、弊社グリーン調達基準書に従い、環境負荷物質を管理し、適合することを宣言するものです。この宣言書が提出されない時は、対象部材の調達を見合わせる場合があります。

② 別紙-2：グリーン調達環境負荷物質使用報告書

別表-1、2、3、4の環境負荷物質のいずれかに適合しない場合は、提出をお願いします。

③ chemSHERPA

②別紙-2の提出は chemSHERPA データでの提出と置き換えることが可能です。

また①を提出いただいた場合でも弊社顧客からの要求により、別途 chemSHERPA データの作成、ご提出を依頼させていただく場合があります。

7. 情報及び記録の保管

弊社に提出いただきました「適合宣言書」「グリーン調達環境負荷物質使用報告書」等の提出書類等は、製品・部品・原材料及び資材等を最後に製造、供給又は使用してから少なくとも10年間は、保管をお願いします。